

産科医療施設等整備事業の要望調査における留意事項

(1) 産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱の改正について

- ・ 同封の産科医療施設等整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）は令和3年度時点ものです。
- ・ 要綱の内容は今後改正される可能性があります。要綱の別表に記載されている補助基準額も改正されることがありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 内示について

- ・ 今回の照会は、来年度（令和5年度）の事業実施の予定を確認するものです。今回の要望調査票の提出＝内示（補助事業の採択）ではありません。なお、事業の実施予定がある場合は、今年度末に事業計画を提出していただくこととなりますが、予算の制約があるため、提出された事業計画すべてに対し内示が出るわけではありません。不採択となる場合もありますので、御承知おきください。
- ・ 内示前に事業の実施（事業者との契約、機器の購入等）をした場合は、補助対象外となります。
- ・ 内示は例年9～10月頃に行われています。来年度も同時期になると推測されますが、時期がずれる場合があります。
- ・ 本補助金の補助率は2分の1ですが、内示額は、例年、2分の1より低くなっており（3分の1程度）、来年度の内示額も2分の1を下回る可能性がありますので、その可能性を十分に考慮した上、事業実施を検討してください。

(3) 事業計画書について

- ・ 年明け3月頃に提出を依頼する事業計画の内容は、今回照会する要望調査の内容と一致させる必要はありません。提出していないものについても、新たに提出することは可能です。ただし、提出された計画額の合計が予算額を超過したときは、調整を行います。
- ・ 施設整備の場合、事業額200万円未満、設備整備の場合、1品につき20万円未満のものは補助対象になりませんので御注意ください。
- ・ 事業計画書の提出後は、事業内容の大幅な変更や事業の取りやめはできません（※）。事業計画書の提出に当たっては内容を精査し、確実に実施できるもののみ提出してください。
- ・ 事業計画の提出後、やむを得ず事業内容の変更が必要になった場合や、事業を取りやめる必要が生じた場合は、速やかに御連絡ください。

（※）設備整備の場合、メーカーや規格の変更は認められますが、購入する機器の変更（例：分娩監視装置を超音波診断装置に変更）は認められません。

（次頁へ続く）

(4) 事務手続きについて

- ・ 令和5年度の本事業は令和5（2023）年度中に完了する必要があります。年度をまたいでの実施は認められません。
- ・ 事業額が一定額（施設整備：250万円、設備整備：160万円）を超える場合、入札を行う必要があります。また、この金額を下回る場合でも、見積合わせを行う必要があります。正当な理由（整備予定の機器について、他に扱う業者がない等）がない限り、1者見積もりは認められません。
- ・ 事業者の決定後は、契約書等の書類作成の必要があります。
- ・ 手続きの詳細については別添「【参考】産科医療施設等整備事業の手続きについて」を御覧ください。